

都市計画法第34条第2号 運用基準の制定について

市街化調整区域において

◆観光資源を有効利用するうえで必要な建築物の許可

※**観光資源**とは

- (1) 登録有形文化財、木曽川、138タワーパーク
- (2) 自然、歴史、伝統、文化、産業ほか観光振興に資する資源

これら、**観光資源**の周辺での建築の許可基準を制定

◆許可対象の用途

- (1) 観光価値を維持するため必要な施設
みやげ物店（農産物などの地場産品を含む）
- (2) 観光客を対象とした休憩施設
飲食店、休憩所
- (3) 観光資源を活用した見学、体験、学び、遊びほか観光振興に資する施設
展示場、資料館、観光農園、サイクリング関連施設
文化体験施設

◆許可基準

- (1) 観光資源となる起点地から300m以内の土地
- (2) 敷地面積500㎡以下、建築物の高さ10m以下

◆施行日

2026年1月1日（予定）

【都市計画法第34条第2号 条文】

市街化調整区域内に存する鉱物資源、**観光資源**その他の**資源の有効な利用上必要な建築物**又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

